

素形材産業取引 ガイドライン〈概要版〉

15

のポイントを
解説

問題となる事例が抵触する **関連法規** を提示

目指すべき取引の方法 をアドバイス

素形材産業取引ガイドライン
令和7年11月最終改訂版〈本体〉

QRコードをCHECK



素形材産業取引ガイドラインについて

我が国の素形材産業はものづくりの基盤を支える重要な産業群です。しかし、その大部分は中小企業であり、取引上の立場が弱く、取引先企業との適正な取引に課題を抱えています。

素形材産業取引ガイドラインは公正な取引の実現により、公正な競争が行われる環境を整えるとともに、素形材産業及びその取引先企業の競争力の強化につなげることを目標としています。

この「素形材産業取引ガイドライン概要版」は取引の適正化に取り組む実務者のための導入編資料として、理解しやすいようガイドラインから内容を一部抜粋して作成しています。より詳しい内容をご覧になりたい方は以下よりガイドライン本文をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/pdf/sokeizaiguide202511.pdf



問題解決事例

取引事例ごとの関連法規等 目指すべき取引方法について

- 1・・・ 補給品の価格設定
- 2・・・ 型等の製作・保管・廃棄・返却費用の負担
- 3・・・ 分割納品、運送費用の負担
- 4・・・ 原材料価格、エネルギー価格(電気・ガスの燃料費)、労務費、修繕費、運送費等のコスト増の転嫁
- 5・・・ 発注者の予算単価・価格による一方的な契約単価・価格の要求
- 6・・・ 企業努力の適正評価(技術開発成果等を反映した価格形成)
- 7・・・ 不利な契約条件の押し付け
- 8・・・ 見積時の予定単価による発注及び発注内容の変更に伴う負担
- 9・・・ 発注時の数量と納品数量の食い違い
- 10・・・ 受領拒否
- 11・・・ 代金の支払方法
- 12・・・ 有償支給材の早期決済及び在庫保管
- 13・・・ 図面・ノウハウの流出
- 14・・・ 書面又は電磁的方法による明示義務
- 15・・・ 子会社を使った取適法逃れ

素形材産業取引ガイドラインの活用方法

素形材産業取引ガイドラインを活用し、以下の3つのステップで取引を見直してみましよう。

STEP1

取引のルールを知る

社長や役員など責任者自らが
しっかり取引のルールを把握し
ておくことが重要です。

その上で、購買や営業の担当者
のみならず、生産や開発を含め
た全社員にガイドラインの内容、
取引のルールを知ってもらうよ
う働きかけてください。

STEP2

自社の取引を確認する

ガイドラインを参考に、どういう
事例が問題として指摘されてい
るのか、取法的法や独占禁止法等
に抵触する恐れがあるのかを理
解し、自社の取引(発注側の立
場、受注側の立場双方)に問題
がないか見直しをしてください。

適正取引を心がけていても、知
らぬ間に相手に負担をかけてい
る可能性もありますので、第三
者的立場でチェックすることも
必要です。

STEP3

取引方法を改善する

顧客との取引に問題があれば、
本資料やガイドラインの該当箇
所を提示しつつ、実務上の優良
事例を参考に、顧客に改善提案
を働きかけてください。

同様に、協力企業への発注に問
題が認められた場合は、やはり
実務上の優良事例を参考に、
速やかに改善対策を講じてくだ
さい。

適正取引支援サイト



取引先との理想的な関係構築をサポートする為に、適正取引支援サイトでは以下のコンテンツを提供しています。

1. 「中小受託取引適正化法(下請法)」や「価格交渉」に関する「講習会」の実施・ご案内
2. ご相談・トラブル等に対応する「相談窓口」のご紹介
3. 取引環境改善に向けた「各種施策」のご紹介

取引かけ込み寺



「取引かけこみ寺」は、中小受託取引の適正化を推進することを目的として国(経済産業省 中小企業庁)が全国48か所に設置したものです。本部(全国中小企業振興機関協会)と各都道府県に設置された中小企業振興機関に設置されています。

フリーダイヤル 0120-418-618

発信先の最寄りの「取引かけこみ寺」につながります。
【受付時間】平日9:00～17:00 (12:00～13:00除く)

価格転嫁サポート窓口 (よろず支援拠点)



中小企業庁では、適切に価格交渉・価格転嫁できる環境を整備するために、全国47都道府県に設置しているよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押ししています。

ご相談の際は、QRコードまたは以下URLより、よろず支援拠点の各都道府県窓口までご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。

[価格転嫁サポート窓口\(よろず支援拠点 各都道府県窓口\)](#)



問題事例

- ・生産量が減ってコストが上がっても、単価の見直しや追加費用の支払いに応じてもらえない。
- ・量産終了後に補給品対応へ切り替わっても、契約が不明確で量産時と同じ条件で対応することになる。

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第5号 (買ったたきの禁止)

委託事業者が一方的に量産時と同じ対価で少量の補給品の発注をすることは、取適法上の禁止行為「買ったたき」に当たります。

●取適法第4条 (給付内容等の明示等)

委託事業者は中小受託事業者に対し、製造委託をした場合、書面などで給付内容等の明示をしないと取適法違反となります。

目指すべき取引方法

- ▶ 補給品の供給にあたり、以下の条件は補給品供給前に明確に定める
 - ①補給品への切替に関する協議開始時期
(例：モデルチェンジとの連動、月産数量が〇個以下になった時点、一定年数経過後 など)
 - ②判断責任者・申請窓口
 - ③供給要否の見直し頻度 (例：年1回、モデル更新時 など)
- ▶ 量産品と補給品のコストの違いを踏まえ、合理的な価格を協議
- ▶ 実際の発注数量が見積時の見込み数と乖離している場合は価格を再協議
- ▶ 補給開始前に条件が定められない場合は、開始後に定期的な協議を実施
- ▶ 委託事業者は量産期間から補給期間へ切り替わる時期を明確化

型等の製作・保管・廃棄・返却費用の負担

さらに詳しく
素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)
P.13 - 18

2



問題事例

- ・ 量産終了後も補給品の発注に対応するために型等を長期間保管させられている。
- ・ 型などの保管やメンテナンス等にかかる費用も払ってもらえない。

関連法規等

●取適法第5条 第2項 第2号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

長期間にわたり使用されない型を無償で保管させたり、保管に伴うメンテナンス等を発注者の一方的な都合で行わせることは、下請法上の「**不当な経済上の利益の提供要請**」に当たります。

また、独占禁止法上の「**優越的地位の濫用**」にあたるおそれがあります。

目指すべき取引方法

- ▶ 型取引にあたり、以下の内容を双方で協議し、取扱いについて書面化
①所有権の所在 ②量産期間 ③型代金又は型製作相当費の支払方法、支払期日など
④型の保守・メンテナンス・更新・廃棄等の取扱い及び費用 など
※これらの内容を事前に決められない場合は定期的に協議を行う。
- ▶ 委託事業者は量産終了の連絡を遅延なく行い、補給期間における型の保管や補給品製造に係る費用負担などの諸条件を明確化
- ▶ 量産終了後、引き続き受託事業者に型を保管させる場合は、型の保管に要する費用（土地・建物費、メンテナンス費、労務費等）を受託事業者
に支払う。

分割納品、運送費用の負担

さらに詳しく

素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.19 - 21

3



問題事例

- 取引先の都合で複数箇所に納品するように依頼されたが、それに伴う車両や人員の増加分については価格転嫁を認めてもらえず、自社で負担している。
- 一括入荷での加工依頼があったが、分割納品を求められており未納分の製品は無償で保管している。

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第5号 (買ったたきの禁止)

委託事業者の都合により分割納品などの取引条件の変更が生じ、**運賃負担が増加している**にもかかわらず、**従来どおりの対価で納入させる**ことは、取適法上の「**買ったたき**」にあたります。

●取適法第5条 第2項 第2号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

あらかじめ定められた納期に製品等を受け取らず、中小受託事業者に**無償で製品等を保管させる**ことは、取適法上の「**不当な経済上の利益の提供要請**」にあたります。

目指すべき取引方法

- ▶ 製造委託等代金に含まれる製品の運送経費については、以下の条件等を考慮し、双方が十分に協議を行い、合理的な金額を設定する
例) 1回あたりの発送量
運搬形態(トラック、鉄道、海上、航空) など
- ▶ 分割納品など取引条件を変更する場合には、保管期間、保管料・運賃負担等について、コスト計算等に基づき、中小受託事業者と十分な協議を行った上で決定する
また、代金については、納品の都度支払いを行う



問題事例

- ・ 労務費や諸物価の高騰に伴い、修繕費が上昇しているにもかかわらず、上昇状況のデータを掲示したうえで価格転嫁を要請しても、委託事業者に認めてもらえない。

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第5号 (買ったたきの禁止)

原材料費やエネルギー価格、労務費など合理的な経営努力では吸収しきれないコスト増にもかかわらず、委託事業者が一方的に従来の対価での納入を要求することは、取適法上の「買ったたき」にあたるおそれがあります。

●取適法第5条 第2項 第4号 (協議に応じない一方的な代金決定の禁止)

コスト増が明らかであり、受託側より製品単価への影響に関する説明がなされているにもかかわらず、一方的に代金の決定を行うことは、取適法上の「協議に応じない一方的な代金決定」にあたるおそれがあります。

目指すべき取引方法

- ▶ 価格決定や価格見直しのタイミングについて、双方で十分に協議する
委託事業者はコスト増にかかる価格交渉について、中小受託事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。
- ▶ 国際的な価格指標や公的な指針に基づき適切な価格交渉を行い、適切な価格転嫁を図る
原材料費等については、コスト変動を反映できる価格算定方式の導入についても協議。労務費については、労務費指針に基づき、「価格交渉の申込み様式(例)」なども活用すること。
- ▶ 毎年9月及び3月の「価格交渉月間」の機会を活用し、協議を実施する
少なくとも年1回以上の協議を実施すること。
また、発注の都度、協議を行うこととし、継続的な取引において中小受託事業者から申出があった場合には、定期的な協議に応じること。

委託事業者の予算単価・価格による 一方的な契約単価・価格の要求

さらに詳しく



素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.28 - 33

5



問題事例

- ・コスト構造等を考慮せず、購買部門の担当者が目標価格を一方的に設定し、原価低減を要求してくる。
- ・見積書作成時に、仕様が異なる海外製品の価格や委託事業者が独自に算定した価格を引き合いに出され、値引きが要求される。

●取適法第5条 第2項 第4号 (協議に応じない一方的な代金決定の禁止)

コスト上昇分につき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を製造委託等代金の額と定めることは取適法上の「**協議に応じない一方的な代金決定**」に当たります。

その他、委託事業者の都合による減額や契約内容に含まれない追加費用を受託事業者に負担させることは取適法上の禁止事項に該当するおそれがあります。

関連法規等

目指すべき取引方法

- ▶ 品質や返品対応などの条件を踏まえ、双方で協議を行い、合理的な価格水準で合意する
- ▶ 従前の取引条件を変更し、製品単価を見直す場合も合理的な価格設定を行う
- ▶ 委託事業者は社内の技術部門と調達部門の連携を密にするなど、合理的な製品単価設定に向けた社内体制を整備する
- ▶ 中小受託事業者が一時的に価格引下げに応じた場合には、その前提を書面に明記し、適切なタイミングで条件を元に戻す
- ▶ 委託事業者の都合により追加費用が発生した場合は、その対応方法について双方で協議を行い、原則として委託事業者が費用を負担する

企業努力の適正評価 (技術開発成果等を反映した価格形成)

さらに詳しく



素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.34 - 37

6



問題事例

- ・取引先の要望により製品の軽量化を行ったが、取引価格が重量ベースで決定されており、従来より低い価格で取引することとなった。
- ・コスト削減のみが求められ、技術力や品質向上への取組といった企業努力については、評価・考慮されない。

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第5号 (買ったたきの禁止)

追加的な改良依頼等に対応するため、受注者の品質改良等に伴う費用が増加したにもかかわらず、十分な協議を行わず、一方的に通常支払われる対価より著しく低い対価で取引価格を決定することは、取適法上の「買ったたき」に当たります。
また、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」にあたるおそれがあります。

目指すべき取引方法

- ▶ 委託事業者のニーズに応じた技術開発を行った場合、必要な工数や技術的難易度によるコスト変動を委託事業者に丁寧に説明し、委託事業者と協議の上、これらを反映した価格を設定する
- ▶ 工程改善提案に対して、委託事業者は従来の生産方法の見直しを含め、十分な協議に応じ、改善によって得られた成果は、その貢献度に応じて対価に反映する
- ▶ 発注に際しては、調達部門と技術部門が十分に協議し、価格と技術の両面から最適な発注先を選定する
- ▶ 特段の合理的な理由が無い限り、重量ベースでの価格設定について見直しを行う

不利な契約条件の押し付け

さらに詳しく



素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.38 - 42



問題事例

- ・ 契約締結時、外観検査では分からない内部欠陥の可能性あることを理由に補償期間を無期限に設定するなど責任分担が著しく偏った補償条件を押し付けられる。

関連法規等

● 取適法第5条 第2項 第2号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

本来、委託事業者と中小受託事業者の双方が協力して対応すべき事案であっても、取引上優位な立場にある委託事業者が、基本契約において片務的な契約内容を設定し、無償で補償させる行為は、取適法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に当たります。

目指すべき取引方法

- ▶ **基本契約締結時の事前確認、書面化**
責務が受託事業者のみに偏っていないかなど、不合理な内容が含まれていないか確認し、書面化する
- ▶ **補償に関する責任分担の明確化と協議**
双方の責任分担基準をあらかじめ明確に定めておき、補償を巡る問題が起きた際は、双方が根拠を持ち寄り、十分な協議を行う
- ▶ **労働基準関連法令の遵守に向けた協議**
委託事業者側の取引条件に起因して、中小受託事業者側で労使協定の限度を超え、労働基準法等に違反することがないように、協議を行う
- ▶ **短納期・仕様変更時のコスト負担の協議**
やむを得ず短納期での発注や仕様変更などを行う場合には、それに伴う追加コストについて委託事業者がその負担を協議の上で適切に対応する

見積時の予定単価による発注 及び発注内容の変更に伴う負担

さらに詳しく



素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.43 - 46

8



問題事例

- ・発注量に応じて単価を低く設定したにも関わらず、実際の発注量が見積時と大きく異なる（桁違いに少ない）場合でも、単価の見直しが認められない。

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第5号 (買ったたきの禁止)

一定期間の生産を前提に見積もり・契約し、見積もり時よりも少ない量や短い期間で発注することや労務費などのコスト増加により単価引上げの要請があるにもかかわらず、一方的に従来の単価を据え置くことは取適法上の「買ったたき」に当たります。

目指すべき取引方法

- ▶ 見積時の納入見込み数が発注時に減少した場合や、納期が短縮された場合
上記のような取引価格に影響を及ぼす状況が発生した際には、委託事業者と中小受託事業者が十分な協議を行い、合理的な取引価格を再設定する
- ▶ 委託事業者の都合により設計や仕様の変更が生じた場合
仕掛品の製作費用、材料費、人件費等の中小受託事業者に発生した費用を委託事業者が全額負担し、適切な納期を確保する
- ▶ 労務費の上昇で中小受託事業者から取引対価の見直しの要請があった場合
委託事業者は協議に応じ、「労務費指針」の「発注者として採るべき行動／求められる行動」を適切に実施した上で、合理的な取引対価を決定する

発注時の数量と納品数量の食い違い

さらに詳しく

素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.47 - 49

9



問題事例

- ・ 生産計画の変更等により、当初は1,000 個の納入予定で発注されていたものが、500個納入した時点で納入停止となり、残りの発注が取り消された。

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第5号 (買ったたきの禁止)

一定期間の生産を前提に見積もり・契約し、見積もり時よりも少ない量や短い期間で発注することや労務費などのコスト増加により単価引上げの要請があるにもかかわらず、一方的に従来の単価を据え置くことは取適法上の「買ったたき」に当たります。

目指すべき取引方法

- ▶ **発注予定数量と実際の発注数量に乖離が生じた場合の対応**
受託事業者の費用負担軽減に配慮し、余剰となった製品在庫等の買取りやコスト増加分の支払いについて十分な協議を行い、適切な措置を講じる。
- ▶ **発注中断に伴う費用負担の協議**
設備投資や原材料調達等に係るコストについて、双方で十分に協議し、受託事業者に過度な負担が生じないように、委託事業者が適切に費用を負担する
- ▶ **製品単価の設定における見積前提の明確化**
見積り時点で納入見込み数を明確にし、実際の発注数量がこの見込みから一定以上変動した場合には、単価の再設定を行う旨を事前に取り決める
- ▶ **専用設備導入に伴う費用負担の明確化**
双方が協議の上で導入を決定した専用設備（型、治具等）の費用に関しては、受託事業者の負担が速やかに解消されるよう、一括払いの形態を採用する



問題事例

・発注書に記載の納品予定日に、受取場所のスペース不足を理由に受領を拒否され、納品ができなかった。

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第1号 (受領拒否の禁止)

、委託事業者が指定した納期に中小受託事業者が納入したにもかかわらず、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒む行為は取適法上の「[受領拒否](#)」に当たります。

目指すべき取引方法

- ▶ 製品の納入日については、委託事業者・中小受託事業者で十分な協議を行い、確実に納入可能な日程を書面で明確に定める
- ▶ 委託事業者は定められた納入日に製品を確実に受領できる体制（担当者の配置、受取スペースの確保等）を整備する
- ▶ 生産計画や設計変更などが変更となった場合は、既に製品の製造のために発生した費用を委託事業者が全額負担し、再度協議を行う

代金の支払方法

さらに詳しく

素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.52 - 57

11



問題事例

- ・実際に契約に基づき製造が行われているにもかかわらず、「検収が完了していない製品は未完成なので、納品したことにならない」との理由で、納品と認めてくれない

関連法規等

●取適法第5条 第1項 第2号 (製造委託等代金の支払遅延の禁止)

委託事業者は、検査の有無にかかわらず、製品や型等を受領した日から60日以内、かつ可能な限り短い期間で支払期日を定める必要がある(取適法第3条第1項)。

製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないことは取適法上の「製造委託等代金の支払遅延」に当たります。

目指すべき取引方法

- ▶ 委託事業者は発注時に、製品の仕様と検収基準とを明確に定めるとともに、これらに変動が生じる場合には、受託事業者と十分な協議を行う
- ▶ 受託事業者が必要に応じて、迅速にやり直し等の対応ができるよう、委託事業者は、検収に必要な期間をあらかじめ明示し、その期間内に検収を終了させるようにする
- ▶ 型・治具が中小受託事業者のもとに留まる(保管させる)場合には、受託事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定する
- ▶ 型・治具の代金について受託事業者が一括支払を要望した場合は、可能な限り速やかに支払うよう努める
- ▶ 製作過程での初期費用が大きく、製造期間等が長期にわたるものにおいては、受託事業者から要請があった場合には、製造の進捗状況に応じて前払金を支払うよう努める



問題事例

- 加工対象物を有償で支給され、それに加工を行い委託事業者に納入したが、中小受託事業者の代金受領よりも早く、有償支給材の代金決済を求められた

関連法規等

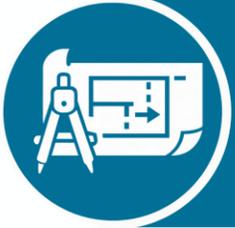
●取適法第5条 第2項 第1号

(有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)

委託事業者が支給した有償支給材の代金を、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、これを用いて製造した製品の代金よりも早い時期に中小受託事業者を支払わせて、中小受託事業者の利益を不当に害することは取適法上の「**有償支給原材料等の対価の早期決済**」に当たります。

目指すべき取引方法

- ▶ 実質的には加工費のみが発生する取引においては、有償支給材制度の導入が合理的かどうかについて、委託事業者及び中小受託事業者間で十分に検討・協議すること
- ▶ 有償材料材を用いる場合には、製品の納入代金よりも先に有償支給材の代金決済が行われないようにし、委託事業者は、加工後の製品代金から、有償支給材の代金を控除した額を支払う方式を採用すること
- ▶ 有償支給材の在庫が過剰にならないよう、委託事業者・中小受託事業者間で在庫の適正管理を行うこと。やむを得ず在庫が積み上がる場合には、在庫管理費用について事前に取り決めておくこと
- ▶ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、在庫が一定期間を経過した場合には、委託事業者が当該在庫を一括して買い戻す、又は、当事者間の協議の上で適切な補償を行うこと



問題事例

- ・委託事業者から三次元データを含む詳細な図面の無償提供を求められ、その図面をもとに海外の金型メーカーに発注された結果、金型図面・加工データの海外流出に加え、金型製造の業務自体も海外へ流出してしまった。

関連法規等

●取適法第5条 第2項 第1号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

発注書面に記載されていないにもかかわらず、委託事業者が中小受託事業者に対して金型図面、製造ノウハウ、特許権等の知的財産権を無償で提供させることは取適法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に当たります。

知的財産に関するガイドライン

営業秘密管理指針

目指すべき取引方法

- ▶ 技術・ノウハウの保護に向けた社内体制の整備
 - ・取引先との機密保持契約（NDA）の締結
 - ・転用に関する事前承諾を明記した基本契約等の締結
 - ・従業員・退職者に対する守秘義務の明確化と教育（範囲や期間の明示）
- ▶ 図面・ノウハウの提供に関する対価の設定
委託事業者が図面やノウハウの提供を中小受託事業者に求める場合には、別途対価を支払うか、発注内容にその提供を含むことを明示した上で、適切な対価を中小受託事業者との十分な協議の上で設定する
- ▶ 契約書による条件の明確化
図面等の移転や特許出願等が想定される場合には、契約書において、可能な限りその条件を明確に記載する
- ▶ 型返却時のノウハウ流出防止への配慮
型の返却の際には、図面だけではなく、ノウハウの流出が生じないよう委託事業者に対して適切な管理を求める

書面又は電磁的方法による明示義務

さらに詳しく

素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)

P.66 - 69

14



問題事例

- ・委託事業者からEDIを通じて発注が行われたものの、納期・金額・数量などの必要事項が未確定のまま送信されており、受託側では製造を開始して良いか判断できず、口頭で確認を行う必要が生じた。

関連法規等

●取適法第4条 (給付内容等の明示等)

委託事業者は受託事業者に対し製造委託等をした場合には、直ちにその内容を記載した書面又は電磁的方法により受託事業者に対して明示しなければ、[取適法第4条違反](#)となる。

発注日、仕様、納期、代金の額などの取引条件を明示するほか、**未定事項がある場合は「未定理由」及び「決定予定期日」を明示する必要がある。**

目指すべき取引方法

- ▶ 注文書・注文請書による12項目明示の徹底
業務委託契約書または取引基本契約+注文書で4条明示
- ▶ 業務委託契約書で包括的に4条明示を担保
数量・納期など毎回変動する項目は、発注ごとに記録（注文書等）する
- ▶ 各業界標準や取引慣行の特性を踏まえた定型のフォーマットを活用し、書面又は電磁的記録等による給付内容等の項目や内容の標準化を図る
- ▶ 業界標準に準拠していない固有のEDI や専用端末の導入は、多数の委託事業者の取引を行う素形材企業の負担を増加させることになるため、合理性を欠く過度な導入は行わない

子会社を使った取適法逃れ

さらに詳しく
素形材産業取引ガイドライン
(令和7年11月改訂版)
P.70 - 75

15



問題事例

- 一部上場企業などの委託事業者との直接取引では、支払や検収が適切に行われるが、子会社になると、支払や検収が適切に行われない。

関連法規等

●取適法第2条 第10項 (みなし規程)

委託事業者が子会社等を設立し、当該委託事業者が直接中小受託事業者に製造委託等をすれば取適法の対象となる場合に、その子会社等が中小受託事業者に製造委託等を行った場合についても、取適法第2条第10項により規制の対象となる

目指すべき取引方法

- ▶ 子会社経由の取引が取適法の規制対象であることを十分認識し、法令、取引ガイドライン等を十分に理解して本章各項目の目指すべき取引方法を実践するなど適切な対応を行うこと。
- ▶ グループ共通ルール+電子システムで自動管理
- ▶ 親会社主導の教育・マニュアル化
- ▶ 親会社によるコンプライアンス監査